

情 郵 審 第 \* 号  
令 和 3 年 9 月 24 日

総 務 大 臣  
武 田 良 太 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 川 濱 昇

答 申 書 (案)

令和3年7月30日付け諮問第3140号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の3第1項の規定に基づき、同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する告示案については、諮問のとおり制定することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

(別添)

電気通信事業法第 27 条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定に関する告示案  
に対する意見及びその考え方

意見募集期間:令和3年7月 31 日(土)~同年9月3日(金)  
案件番号:145209789

意見提出者一覧

意見提出者 2件(法人:0件、個人:2件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人1
2	個人2

(別添)

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <p>● MNOによる多くの囲い込みが残っており、MVNO及び楽天モバイルへの流出を阻害している。大手三大MNOの大容量プランの大幅な値下げに至っていない大きな要因になっている。</p>	<p>考え方 1</p>	
<p>○ 本案件に関してはMMOによる多くの囲い込みが残っている状態です。囲い込みによりMVNO及び楽天モバイルへの流出を阻害していると思われます。この囲い込みにより大手三大MMOの大容量プランの大幅な値下げに至っていない大きな要因になっていると思われます。</p> <p>廃止及び禁止すべき囲い込み</p> <p>1) インターネット固定回線の複数年契約違約金と契約とのセット値引き</p> <p>2) 電気・ガスの契約によるセット値引き</p> <p>3) 端末の分割購入及びSIM契約と端末購入のセット販売による端末値引き 全MNO及びMVNOでの端末販売の禁止及びSIM契約の端末のセット販売による端末値引きを例外なく禁止した上で、端末販売業者と通信事業者を完全分離を行う。</p> <p>4) MNO及びMVNOが、既に販売した端末のサポート業務のメーカーへの全面移行 MNO及びMVNOで販売された端末において、ユーザーが解約後と同時に端末へのサポートが、MNO及びMVNOから受けなくなるだけでなくメーカーからも受けられないケースが発生しています。本来端末のサポートはメーカーの義務であり、端末を購入した通信事業者との契約状況に関わらず消費者はサポートを受けれる権利を有するものであり、修理を含めたサポート業務をメーカーに義務つける。</p>	<p>○ 本案における意見募集の対象は、通信料金と端末代金の完全分離や2年を超える期間拘束契約など過度な囲い込み等を禁止する電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第27条の3の規律の対象となる電気通信事業者の指定に関するものであり、いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

(別添)

意見	考え方	修正の有無
【個人1】		
意見2	考え方2	
● 対象事業者指定の基準を具体的に示してほしい。 ○ 対象事業者指定の基準を具体的にお示してください。	○ 法第27条の3の規律の対象として指定される電気通信事業者は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の15等の基準に基づき、基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者、その特定関係法人である電気通信事業者（移動電気通信役務を提供している者に限る。）及び仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者のうち利用者数の割合が0.7%を超えるものとされています。	無